

社殿を再建し、更に百貫文の地を寄せたり、慶長八年片山右之進吉田家に具狀して式内小内神社の稱號を請ひしが、事停滯更に小内八幡宮を得て僅に郷名をも存するを得ず、至れり、尋て同家より寛延年間上高井郡綿内村の社に小内神社の稱號を許可せしより、綿内村爭論に及び、後又屢同家に訴ふる所ありしも、遂に其裁決を見るに至らず、依て原稱に從ふと云ふ、寛文五年飯山の城主松平達江守忠親、資を寄せて之を再興す、後天保五年中野支配所の代官關佳六源忠恕、應神門並に鎮座門を造立す、明治六年四月郷社に列す、境内老杉古松森々枝を交へ、社殿其間に嚴在し、清肅の風趣自ら端然たらしむるものあり。

社殿は本殿、拜殿、祝詞殿、隨神門、瑞橋、鳥居等を具備し、境内地千七十坪(官有地第一種)あり。

### 境内神社 天満社

例祭日	九月十五日	神饌幣帛料供進	明治四十一年九月廿日
指定期法適用	明治四十一年十月廿七日	指定年月日	告示第二百九十四號
指定期年月日	告示第三百七十七號	氏子戸數	百戸
		崇敬者員數	未詳

### ○長野縣信濃國下高井郡平岡村大字笠原

#### 鄉社 祭神 少彦名命

創立の年代を詳にせず、往昔字天神前現社地の東に鎮座せしを、中古數度の洪水にて社殿流失せしかば、今之地に遷座せりと云ふ、延喜式高井郡笠原神社とあるは是なり、神名帳考證、磯城王、繼體紀云、武藏國造、笠原直

使主、姓氏錄云、笠原真人、天武皇子磯城親(現社地の東)に鎮座せしを、中古數度の洪水にて社殿流失せしかば、今之地神等原真人祖歟。○云々、大日本史(神祇、笠原神社、神宮寺舊跡、笠原山)、本社は往古笠原牧を置かれたる時は官祭にも與り、典禮も嚴重にて近郷十七ヶ村の崇敬社なりきと云ふ、舊社地の附近に禰宜畠的場火打田等の字あり、又散法院と唱ふる字あり、口碑に云ふ、該地は別當神宮寺井上本誓寺の跡にして、洪水の爲め越後國に移りし者と云ふ、神祇志料、笠原神社、今笠原村にあり、按本社の南に舊神宮寺の古蹟あり、笠と、今越後國中頃城郡高田町にありて笠原別格別院本誓寺と稱する者はなりとぞ、舊記に曰く、「同寺は鎮守府將軍源賴信朝臣の後裔、信州高井郡井上城主源滿實の息、光盛法名教念の開基にして、同寺七世僧性順、應永十二年關東兵亂の爲め足を止むる地なし、依て傳來の寶物を守護して笠原に一寺を建て、井上本誓寺と稱す云々」寛文十一年湯交川六年正月京都神祇管領より笠原神社の神宣狀並に祝詞及び社號の額字を受く、從來社領として高二石八斗二升一合を附せられしを、明治四年上地す、同六年六月郷社に列す。

社殿は本殿、拜殿、祝詞殿、祭器所、同雨覆、鳥居等を具備し、境内地二百五十坪(官有地第一種)あり。

例祭日	九月三十日	神饌幣帛料供進	明治四十年四月五日
指定期法適用	明治四十一年十月廿七日	指定年月日	告示第九十九號
指定期年月日	告示第三百七十七號	氏子戸數	八十四戸
		崇敬者員數	未詳

### ○長野縣信濃國下高井郡中野町大字中野町字諫訪